再交付・書換申請に関する「Ｑ＆Ａ」

Ｑ１．申請書を提出して、合格証明書が届くのはどれくらい？

Ａ１．お手元に届くのは窓口が受け付けてから、時期にもよりますが、１ヶ月程度の時間がかかります。

Ｑ２．申請書を整備局に直接持ち込んでもよいの？

Ａ２．持ち込み、郵送、どちらでも受付致します。

Ｑ３．建築施工管理技士なんだけど、住所変更の届け出は必要？

Ａ３．合格証明書については、本籍の都道府県に変更がなければ、住所変更の届け出（書換申請）の必要はありません。

Ｑ４．本籍が九州地方以外だけど受付はしてもらえるの？

Ａ４．現住所が九州地方であれば、九州地方整備局で受付いたします。

なお、本籍が九州でも、現住所が九州以外の場合は、最寄り現住所地の地方整備局の受付になります。

Ｑ５．長期の出張などで九州地方にいる場合の受付はしてもらえるの？

Ａ５．住民票などの住所変更をしていない場合は、本来の（住民票上の）住所を管轄する整備局で対応いたします（東日本震災でやむを得ず一時避難をされている場合を除きます）。

合格証明書は、本来の（住民票上の）住所へ郵送いたします。詳しくは、担当者までお問い合わせ下さい。

Ｑ６．２度目の再交付だけど、手続きは最初と同じ？

Ａ６．再交付が２回目以降の申請者に対しては、申請者本人に対して地方整備局に出頭を求め、面談により事情を聴取する場合があります。詳しくは担当者までお問い合わせ下さい。

Ｑ７．電話での合格証明書の番号を教えてもらえるの？

Ａ７．電話でお答えすることはできません。

手元にない場合は、再交付申請をしていただいた上で受理証明にてご確認頂いています。

新規合格者で、新しい合格証明書が届いていない場合も、合格証明書到着までお待ちください。

詳しくは担当者までお問い合わせ下さい。

Ｑ８．どうしても会社住所で申請したいけど、出来るの？

Ａ８．会社住所で申請はできません。

簡易書留でお送りしますので、自宅住所で受け取れない場合、不在票を持って郵便局で受け取り等の方法があります。

詳しくは担当者までお問い合わせ下さい。

Ｑ９．技術検定「大臣認定」の再発行は、出来るの？

Ａ９．こちらの窓口では受付できません。

「大臣認定」については、国土交通省　総合政策局建設業技術検定係へ確認して下さい。

国土交通省　総合政策局建設業技術検定係　連絡先　Tel：０３－５２５３－８１１１

（詳しくは国土交通省ＨＰ→国土交通省について→(8)国家試験のご案内→［建設］施工管理技士になるには

→■大臣認定書の再交付・書換え・更新をご覧下さい。）

URL　https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000055.html

Ｑ１０．監理技術者資格者証の再発行は、出来るの？

Ａ１０．こちらの窓口では受付できません。

監理技術者資格者証については、(財)建設業技術者センターへ確認して下さい。

一般財団法人建設業技術者センター連絡先　Tel：０３－３５１４－４７１１

（詳しくは一般財団法人建設業技出者センターＨＰをご利用下さい。）

URL　http://www.cezaidan.or.jp/managing/procedure/apply_reissue_1.html